

北周・武帝期の庾信（一）

— 保定元年を中心に —

加藤 國安

（漢文学研究室）

はじめに

孝閔帝に続いて起きた、丞相・宇文護による颯爽たる青年皇帝、明帝の抹殺。それは、孝閔帝弑虐事件の暗さを乗り越えて、明帝の文治主義路線に明るい展望の見えてきた矢先のことだった。宇文護による政敵の殺害は、これで二人の皇帝に元勳・重臣らを含めると、もう四度目になる。今回のこの陰惨な事件は、明帝の文学上の最側近の一人だった庾信に、とりわけ強い衝撃を与えたに相違ない。庾信のみならず、北周朝の支配者層の全体、および梁の移民たちの間にさえ、宇文護という人間の恐るべき強権志向に対する失望、またこの愚劣な指導者へのやりきれない抑圧的な心情が、北周朝を重苦しく包んでいたと想像される。

それにしても、明帝は皇帝主導型の文治主義路線を急ぎすぎた。まだ国内の権力基盤が脆弱だったことに加え、国際情勢も依然厳しい中、北周誕生以来続いてきた、二つの権力府間の路線の対立は、そう容易に払拭できるようなものではなかったのだ。その明帝の政治手法の特徴だが、

自分の文治主義路線を推進すべく文学サロンに麟趾殿を結成し、そこに北周朝の数少ない文官的タイプの人物と、またこれまでほとんど散官にすぎなかった、旧梁朝の有力な文官を多く集めた点にある。明帝の直接の招きにより、王府の側近としての待遇を受けた、旧梁の多くの文官ら。それはごく短期間のことにすぎなかったが、宇文護の目には、彼らもろ亡国の捕囚の臣としては映じなくなっていたはずだ。扱い方次第では、その高度な文化・学識をもって帝王政治に与し、己の敵対勢力となりかねない、そんな集団として認識されつつあったと見られる。では、その旧梁の文官をどう籠絡すればいいのか。北周の最高権力者となった宇文護が、彼らをどう扱おうとしていったのか、この点が大いに注目される。

明帝の後継者となったのは、その弟の宇文邕^{うぶんぎょう}に武帝である。武帝は、聡明だった兄の非業の死を目の当たりにし、非常に慎重にならざるをえなかったろう。武帝ばかりではない。明帝・武帝と文学の交わりを育みつつあった庾信、および明帝の招きで麟趾殿学士の官に就いた旧梁の多くの官僚らでさえ、その日以来、文治路線に関しては寡黙となり、積極的な言動は一切できなくなった筈だ。北周の皇帝対宰相。この両者の拮

抗闘係は、誕生以来迷走を続ける北周朝の行方を、どのように左右していくのだろうか。

結局、明帝後の北周朝の二重権力体制は、宇文護対武帝という、より年齢差・力量差の開いた構図に組代わり、これまでの摩擦をより減圧した形で再開されることになるが、当の武帝という若い青年皇帝の政治的力量は、どの程度なのか。天下をさらに強力に掌握しようとする宇文護の懐柔策とは、またどのようなものなのか。旧梁を併呑したことによる困難・摩擦に加え、権力の内部抗争が絶えまなく続いていく北周朝だが、これまでは古代周王朝の理想を高く掲げ、天下の大統一を目指して、強靱な精神力で幾多の苦難を乗り越えてきたけれども、さまざまな内憂外患を抱えて、自らの出発点を貫徹できずに凋んでしまうのだろうか。その後の北周朝はどうなっていくのか。そして、我々の最大の関心たる庾信は、どんな状況に立たされていくのか。この小文では、そうした問題に焦点をおいて、武帝の治世のうち初期の保定年間を中心に論ずることとした。

武帝年間の実態についてだが、従来、種々報告されてはいる。ただ、制度史・軍制・機構上の問題・宗教改革・税制等を中心とした、専門的かつ個別的なテーマに即した論文がほとんどで、武帝年間の全体像を総合的に把握した報告というのはまだない。北周朝の歴史のある一面が、専門的な概念を駆使し情熱をもって語られてはいても、その総合的な全体像となるといまだ見られないのが実状だ。全体像の把握は、個々の研究がまとまった段階で、それらを集大成して初めて可能になるというものでもない。個別の課題を詳細に研究する努力と並行して、全体像の提示にもっと積極的に取り組むことは、個々の専門的な史学の理解を深める上でも有益なはずだ。

例によって、北周の歴史は史料に断片的に記録されるだけで、全体像

をまとめた形で記した箇所というのではないから、各所の本紀・列伝等から関連する記述を寄せ集めて、慎重に繋ぎ合わせることで、再現していかなければならない。それは、出土した陶器の破片を組み合わせる作業に似て、相当な根気と手間を要するものではある。

一 武帝の登場 宇文護の武治主義路線の明確化

武成二(五六〇)年、夏四月。明帝崩御。明帝は、遺詔を残し後任に弟の魯国公・宇文邕を推して逝った。この遺詔は、明帝の腹心の于翼に伝えられたために、宇文護は「内に猜忌を懐いたという。そして「表向きは崇重の念を示しながらも、実は(于翼を)疎んじていた」(以上『周書』于翼伝)。明帝毒殺のリアクションが、自らの立場を窮地に追いやらぬか。この暗愚の宰相は、内心はなほだ不安にさいなまれていたようだ。ちなみにこの于翼なる人物だが、太祖・宇文泰の公主を妻にする重臣で、明帝より武帝の時代にまでわたって、常に皇帝の腹心として重きをなした男である。結局、「(于翼は)晋公・宇文護とともに明帝の遺詔を受け、高祖(武帝)を立てる」(同)ことになる。宇文護は権力の保持に相当やっきとなつたらしく、その三女を引き取り、自己の娘とするほど高く買っていた側近・崔猷に、こう相談している。

「魯国公(後の武帝)は性格も寛容で仁愛に富み、太祖の多くの子供の中でも年齢的にも長じている。今、遺旨を奉つてご主君に戴くについては、君はどう思うかね。」

崔猷は答えた。

「殷のご政道は、父から子への尊属相続ですが、周のご政道は、親

族から親族へでござりまする。今、朝廷は周礼を奉じておりますゆえ、この義に違ふことは誰も許されぬ所かと。」

「天下のことは、極めて重大事だ。ただかの畢公（＝明帝の長男、宇文賢のこと）では、お若いことが気掛かりなだけよ。」

崔猷はまた答えた。

「昔、周公はお若い成公を補佐され、諸侯を束ねて朝廷政治を行われ申した。まして宰相殿は、皇帝陛下にとつては血縁の賢人もし周公にならわれるならば、太祖の顧託にも背かないことと存じます。」

宇文護のもくろみは実行されなかったが、当時崔猷の正当論は称賛を博した。

（『周書』崔猷伝）

できれば明帝の幼子をついで、事実上自らが帝位を襲いたいという、宇文護のもくろみとは裏腹に、世論の大勢は明帝の弟の宇文邕を戴くべし、だった。そして、推挙の声がしきりとなつていき、やがて天の声がそう定まると、「百官は、それぞれ己の（本来の）職務に（復し）、全責任を持って取り組み、あとは宇文護に一任した」（『周書』宇文護伝）。「高祖（＝武帝）は固く辞退したが、百官が強く勧めたために、やむを得ずそれに従った」（『周書』武帝本紀）。時に、弱冠十八歳の若者の即位だった。後世、北周の名君と称えられる武帝の登場にしては、ごく簡単な記述にとどまっているが、それは武帝の即位時の政治状況が深く関係しているのだろう。

それはさておき、ここで、武帝が帝位に就くまでの様子を見ておこう。大統九（五四三）年に出生。母は、代州出身の叱奴太后で、太祖・宇文泰の第四子にあたる。北周は兩都制を敷いていたが、朝廷のある長安の

方ではなく、霸府の置かれていた同州の官舎に生まれた。北齊への前線基地だった同州は、国軍の精鋭部隊が集まる緊張した首都だったが、ここで育った武帝は幼少時から孝敬で聡明な子だったらしい。父親の宇文泰も、「わが志を達成してくれるのは、きつとこの子じゃ」（『周書』武帝本紀）と、その力量を認めたほどだった。

また同州の邸宅には、偶然同じ誕生日に生まれた縁で、一緒に育てられていた正義漢・宇文孝伯もいた（後述するのを参照）。武帝は十二歳になると、輔城郡公となり、孝閔帝の踐阼により大將軍を拜し、出でて霸府・同州に鎮した。さらに明帝の即位に伴い、蒲州刺史。ついで大司空・御正となり、進んで魯国公となり軍隊をも領した。年配の従兄の宰相・宇文護に実権を牛耳られる難しい局面下で、何とか文治主義路線を確立せんとする兄の明帝によく協力して、心身両面から兄を熱心に支えたようだ。その時の様子を史書はこう伝える。

明帝に極めて親愛せられ、朝廷の大事はこの弟とともに決することが多かった。性格は沈黙考型、遠謀な見識を持っていた。（何か意見を求められても）、政治顧問の意見を待つてからでないと、決して自分からは語ろうとはされなかった。明帝はいつも感心して語られた。

「弟は安易に口を開こうとはしない。けれども言うときはいつもズバリ核心を衝いておる」と。

（『周書』武帝本紀）

さて、魯国公時代、武帝はどんな日々を送っていたのだろう。それを直接物語る資料は見つからないが、前述の正義漢・宇文孝伯のほかに、当時の魯国公の側にいた人物のことが史書に載っている。それを通して

探ってみることにしよう。

皇甫績は三歳で孤児となったため、外祖父の韋孝寛に養われた。かつてその従兄たちと博打をして遊んでいたが、韋孝寛に見つかりその怠けぶりを厳しく咎められた。韋孝寛は績だけはまだ幼く両親のいない孤児だったこともあって、特別に赦すこととした。すると績は、

「僕には本当の家庭の教育というのがありません。外祖父ちゃんの家で養育してもらい、(特別に不憫がられたりしているうちに)自分で自分をきちんと律することができなくなっている。どうしてすっかりした人間になれましょう。」

といて、左右の者に命じて三十回自分を杖で打たせた。韋孝寛はそれを見て、「涙をこぼした。そんな律義な子だったため、周の武帝がまだ魯国公だったとき、特に選ばれて「侍読」となったのである。

〔隋書〕皇甫績伝)

少年時代の武帝には、小さいながらに早くも自立せんと心掛ける、しっかりした同輩が側にいて、いつも一緒に勉学に励んだり、静かに天下国家のことに思いを馳せたりしていたのだ。

ところで、皇甫績のこの外祖父・韋孝寛だが、太祖・宇文泰以来の歴戦の勇士で、その輝かしい功績を記した墓碑銘の現物が、一九九〇年の春、長安県韋曲から出土したことも知られる。隋唐時代に、宰相等の高い地位を占めた、かの京兆・韋曲の韋氏の先祖になる。この一事に象徴的に現れているといえるが、北周はもともと隋唐とは密接不離の関係にある。この点に関し隋唐史学界は、陳寅恪や谷川道雄氏らを中心に早くから優れた成果を示してきたが、文学者の間では、なぜかその成果を

活かせず、どちらかというとな北周を南北朝末期という暗い色調で捉え、野蛮な西北部族国家という漠たる認識を持ってきたように思う。こと庾信理解に関する限り、北周のその先に連なる隋唐を、十分に視野には入れてこなかった感がある。

しかし、83年の李賢夫婦墓の発掘や、咸陽国際空港建設に伴う88-90年にかけての一連の北周墓の発掘で、北周-隋朝期に活躍した武將らの墓が次々に調査され、生の出土文物が出てきて、北周という時代に対する我々の認識を徐々に変えつつある。両王朝の連続性がますます明らかになるとともに、北周朝の国際性の萌芽的側面まで分かるようになってきたのだ。今後は文学のフィールドの者も、北周を梁朝を滅ぼした破壊者という負の面からばかりでなく、隋唐朝という開かれた世界帝国の先駆的存在でもあるという、正の視点からも見ていかなければなるまい。

その上で、新しい世界秩序を懸命に模索しつつあった激動の時代に、庾信という一人の人間がどうそれに関わっていたのか。当時のおそらくは最高の文化人といっってよい庾信が、この新しい世界の建設の潮流をどう見ていたのか。従来の庾信像の示すように、本当に異民族の圧制の中で死ぬまで煩悶し続けた詩人だったのか。またそうした世の新たな趨勢に抗して、本当に心の奥で過去の追憶に埋もれて生きていた人間だったのか。そうした問題が、改めて問われなければならない。

それはともかく、韋孝寛や皇甫績等の謹厳な生き方からの刺激は、少年・武帝にとって決して小さなものではなかった筈だ。そんな質実剛健な日々を送っていた若い青年に、突然の兄明帝の死により、思いがけず北周朝第三代の帝位の座が回ってきたのである。そして以後、従兄の宰相・宇文護との危険な関係に耐える、隱忍自重の日々が始まる。

翌年、保定元(五六一)年、春正月。武帝は詔を出された。

朕はまさしくここに天下を預かる宝図を承けることとなったが、ついでには旧来の慣例はしつかり遵守致したく存ずる。ただ今年の武成三年は、保定元年と改元することとする。めでたい元号により新たなスタートを切ったからには、皆の者に恩沢を広く施し、文武百官の位をそれぞれ四級ずつ増すこととしたい。

〔周書〕武帝本紀

この慶祝の中、大家宰・晋国公宇文護は、明帝時代に発足させた都督諸州軍事総管府の機能を強め、それまで半自立的軍府だった地方軍を、ついに直接統括するという、都督中外諸軍事の地位に任ぜられた〔周書〕宇文護伝。これにより宇文護は、中央の軍府に加え地方の軍府をも直接支配することになった訳で、いわば軍政の全権を掌握するという、西魏Ⅱ北周朝以来、他に並ぶ者のいない最高の軍事的実力者となったのである。無論、この地位は宇文護の意志から発したことを、ただ新帝の名において天下に公布したにすぎないものではある。これは武帝にとっては、即位の当初から宇文護の威光に、全面的に服従するという意思表示にほかならなかった。

聡明そうな若武者然とした武帝などよりも、じつはもっと年少の頼りない畢公・宇文賢（Ⅱ明帝の長子）を擁立したかった宇文護だが、天下の大勢には逆らえなかった。どこか危険な宰相・宇文護は、武帝への畏れなど初めから毛頭なく、さらにおのが権力を膝下に集めようとした。五府（Ⅱ地官府・春官府・夏官府・秋官府・冬官府）の政治を天官府に統合し〔周書〕武帝本紀・宇文護伝、常に己の目の届く範囲におくようにしたのである。こうなると、武帝に残された専権事項といえ、わずかに祭祠を執り行うことくらいしかなかった。つまりは武帝は、この従兄のおとなしい傀儡以上であってはならなかったのである。

しかし、生来重厚な気質をもっていた武帝は、ただの「司祭」にすぎなくとも、決して国家的礼典を軽々しく執り行うようなことはしなかった。その若さにしては、驚くほど沈着な洞察力でもって、威厳ある「司祭」役に専念したというべきだろう。即位と同時に相次いで、円丘・方丘・南郊・太社、そして太廟を祠り、天下国家の重責を託された自己の敵愾な気持ちと天地の神々、および先祖の霊に報告したのである。太祖（Ⅱ宇文泰）廟を祠ることとなった時の詔には、こういう、

わが太祖・文帝は純和の気を享けられ、縦横なる英慮を発揮し、その徳はあたかも天のごとき宏大さを有され、またその功績は造化にも等しきものがあつた。この故にこの世紀末の世相を一掃され、輝かしい周王朝の法典を実施され、その精神を大いに百官に鼓吹され、よって大勢の力を参集し得たのである。ここに天地の気は改まり、機構上の改革を加えられることとなった。帝王のその業の何と偉大であることか。朕はたまたまこの偉業を継ぐことになり申したが、それに恥じぬような立派な成果を納めたく存ずる。今、太祖の御廟にて、この礼をご報告せんとぞ思う。

〔周書〕武帝本紀

かくて武帝は、太廟の御前にて、太祖の定められた聖なる「六条詔書」の継続を宣言したのだった。

当面は、このような祭礼を主とした任務をこなすことが、武帝に課せられた唯一の務めだった。政治上のことは、一切が宇文護の専権事項に属していたのである。そんな武帝の忍従の日々をよく物語る資料がある。

たまたま宇文孝伯は武帝と同じ誕生日だったため、太祖・宇文泰

に可愛がられ、同じ邸宅で一緒に育てられた。成長すると、やはり武帝とともに学問を修めた。孝伯は沈着な正義漢で率直な人間だった。いつも直言を好んだ。武帝が即位するや、その側近としてお仕えしたが、当時の政治は宰相の手に握られていたため、皇帝みずから専制することができなかった。

そこで皇帝は、孝伯とともに經典を学び、その中にひそかに言葉託して互いに啓発し合った。おかげで、宇文護には疑われずに済んだのだった。
〔周書〕宇文孝伯伝

とある。

激動の時代だったから、将来のことは全く予想できなかったが、武帝は二人の兄の悲劇を胸の奥にしっかり封印し、ひたすら宇文護に逆らわぬ姿勢を取ったのだった。しばらくは宰相・宇文護の体制でいくよりない。―それは、西魏以来太祖・宇文泰とともにあって、古代の周制の復活という大きな理想の下に、北周朝を支えてきた重臣らの総意でもあったろう。

理想の国家の実現、それはそもそも北朝の天子二人の夢ではなかった。宇文泰の旗印の下に参集したすべての將軍・高官の等しく胸にする、熱き願望だった。その大目標に向かって邁進する方針に変更がなければ、彼らは多少愚かな指導者でも諦めて、ともかく従前通り目前の個々の任務に献身的に働くだけだった。天子が未經験の裏若き少年皇帝である以上、他に選択肢はなかったのである。

北周集団の大同への燃え上がる情熱は、太祖・宇文泰亡き後もいささかも減ずることはなかった。それほど当時の人々は悪政に疲弊し反発し、もつとまともな人間の聡明さや善意・美德などを強く祈念していたということだろう。明帝の文治主義か宇文護の武治主義かの権力者間の反目

も、権力中枢の周辺では個人的失望もあつただろうが、もつとまともな世に飢える民の、怒濤のごときこの潮流自体にはほとんど影響しなかつたといえる。個人を越えて、大きな歴史は動いて行く。愚劣な過去を葬り去り、新しい賢明な御世を来たすために！その時代の趨勢に挺身していくことが、今日の苦難の時代を切り開かせることになるのだ。個人の安楽や幸福を犠牲にし、歴史の大使命をわが身に引き受けた多くの北周の將軍らの強靱な意志。そして、おのが悲しみを振り払い難き倒し、なおも命の底から沸き上がって止まぬ理想への彼らの渴仰が、この危ない宰相・宇文護の指導体制さえまる呑みし、集団の自律的なエネルギーを激しく燃焼させつつ突き進んで行ったのだと考えられる。

二 北周朝の安定と発展 地方の將軍・長官らの善政の広がり

保定年間に入ると、北周朝内の権力闘争をよそにして、国内各地では將軍・長官らの献身的な善政が広範な民の支持を集め、国家全体から見て大きな成果を納めようとしていた。次に、史書中に見えるそうした記述を拾い集め、当時の北周全体の国家的総合力を試算してみよう。

北周というと、府兵制の精鋭な軍団国家という印象がとかく強くなりがちだが、じつはそれだけではない。この点を看過すると、北周の真の強さを総合的に計ることができなくなる。彼らはただの武骨な軍人だけでなく、無学な猛将だけでもなかった。血しぶき上げる剣をわし掴みにしながら、胸の奥では、古代周の「聖典」をしっかり奉っているような連中だったのである。彼らのほとんどは残念ながら文盲だったり、無学だったりした。しかし、字など読めなくとも、經典の個々の字句が分からなくとも、その精神の実践では決して引けを取らない。そういう自負心

だけは非常に強いものがあつたようだ。

従来、史学の領域では、北周の將軍・高官らの個々の治世ぶりまで論じられることはなかつたと思うが、こんな一例から紹介しよう。

保定元年、(楊纂は)位を大將軍に進めた。改めて隴東郡公・隴州刺史に封ぜられた。…楊纂の性質は質樸で、また文字を知らなかつた。前後して職に従事したが、ただ自己の誠意と信念を推し進めたのみだつた。しかし部下の役人たちは、彼の忠義と仁愛のゆえに、非常に楊纂の治世になついたのであつた。

〔周書〕卷36 楊纂伝

実際、彼らは武官のほかに、慣れない文官としての二役をこなしていたものが多い。それは南朝の詩人のような雅な身のこなしぶりではなかつたが、しかし民に慕われ統治上の実効を納められなければ、たとえ難しい古典を云々することができるところで、何の意味もない。彼らは古典的知識の權威に頼るよりも、まずは現場の民の実情に合致する所から始めた。ほとんどの將軍が、みな質樸だつたが、そんな彼らの気取りのない率直さが、かえつて民の信頼を集めたのである。こんな例もある。

保定年間の初め、(赫連達は)大將軍・夏州總管三州五防諸軍事に進んだ。赫連達は文官ではなかつたが、性格は質樸・実直だつた。法律を遵守したが、民を鞭打つことを軽減し、死罪に対しては非常に重く取り扱い慎重だつた。その人柄は、清廉で儉約に努めたから、辺境の胡族も彼のために羊を贈つたりした。赫連達の方も彼らを受け入れ、美しい帛をもって報いたのである。

〔周書〕卷27 赫連達伝

こうした事例は、決して特殊なものではなかつた。『周書』をひもとけば、いくらでも拾い出せる。北周朝には、こうしたタイプの人材が多く参集していたのだと考えられる。

○保定元年、田弘は出でて岷州刺史となつた。田弘は武將だつたが、何かあれば法律の方に従つたから、民も非常に彼に安心感を抱いた。

〔周書〕卷27 田弘伝

○保定年間の初め、(薛慎は)出でて湖州刺史となつた。この州の境界線辺りは、もう蛮族と入り交じつていた。強奪をもって務めとするような行為が、日常的に行われていた。薛慎はそこで諸々の豪族に参集してもらい、つぶさに朝廷の趣旨を述べて聞かせた。さらに彼らの頭領を毎月一回参内させ、あるいは何か意見を具申したい時には、時節を限らずいつでも引見するようにした。薛慎はそのたびに、きまつて懇懃に訓戒した上で、酒食を賜つたのである。このようにして一年、蛮族もうち解け北周によく従うようになった。かくして蛮族たちは言い合つた。「今日、長官殿はわれわれ人民の父母のような方だと理解致し申した」と。

〔周書〕卷35 薛慎伝

今、保定初年の善政の事例を列挙したが、これはさらに調べてみると、実は保定以前から既にそうした流れがあつた。例えば、郭彥なる人物は、孝閔帝が踐阼すると、澧州刺史となつた。蛮族たちはまだ朝命に従おうとはしていなかつた。当然、賦税も納めない者が多かつた。そこで郭彥はまず農業に励ませ、狩りを禁止することとした。その結果、澧州の官

庫は食糧で満ちるようになった(『周書』卷37 郭彦伝)という。また王稚なる人物がいた。彼は明帝の初めに汾州刺史となり、政治に精励した。ために人民もたいそう喜び彼に愉服した。(その評判を聞いて)遠方よりやって来た者が七百余家もあった。保定の初めに、また夏州刺史になった(『周書』卷29 王稚伝)と。

善政を敷いて民を徳化したという評判が朝廷に達すると、当然のことそれらの長官らは榮譽に預かり、また次の地に転任し、薄給にも不平をこぼさず、昨日と同じように仁愛をモットーに行政に当たったのである。しかし、世のならいで、中には苛酷な鉄の政治を行う者もこれまたあった。鄭偉なる人物である。

保定元年、鄭偉は詔により官位と爵禄を回復していた。そして宜州刺史に任ぜられ、天和六年には、華州刺史に転じた。その間前後して職務にあったが、いずこにあっても威圧的な猛政を敷いた。ために部下の役人も人民も、敢えて法を犯そうとする者はいなかった。盗賊でさえ、活動を一時休止せざるを得ないほどだった。鄭偉の場合、仁政というのはなかったが、けれども当時それはそれですこぶる称賛されたのだった。

(『周書』卷36 鄭偉伝)

北周朝全体の空気として、貧困に耐えながら理想に少しでも近づく社会を誇りとする気風が、他国よりも強かったのだろう。それは梁朝から移ってきて、北周の臣下となった者の場合にもそのままではまる。劉璠なる人物がいた。蜀郡の太守だった時に、西魏の達奚武軍の攻撃を受けて投降。その折、「昔、晋が呉を滅ぼした時は、二陸を得た。しかし、今日梁を平らげて、我々は一劉璠を獲得した」と評された、盛名

高き文人である。庾信の例の「麟趾閣校書に預り劉儀同に和す」の「劉儀同」(姓名不詳)に、最もふさわしい人物でもある。

明帝の初め、劉璠は内史中大夫を授かり、帝の詔勅をつかさどった。職にあつては清廉潔白、簡素にして公明だったため、時流と合わずに結局同和郡の長官に左遷された。しかし、劉璠の施政方針には、微塵の変更もなかった。彼の前後の郡の長官は、いずれも個人的経営を行い資産を造ったが、劉璠は一切そういうことを行わなかった。そして妻も子もともに羌族の風俗に習って麦を食らい毛皮を着、それをいつも通して改める風でもなかった。ために洮陽・洪和の二郡の羌民はいつも境界を越えてやってきて、劉璠の所に訴訟を申し出たのである。彼の徳化はよその土地の者にまで及び、このように悦服させたのだった。

(『周書』卷42 劉璠伝)

どんなに立派な国家だといっても、皆が皆模範的な指導者ばかりである訳はない。ただし、高い道義性——それがこの西魏・北周において、かなり支配的なエトスだったことは間違いない。中国歴代の王朝の中でも、理想の気風に厚く包まれた数少ない国家だったといえようが、そんな中で北周人以上に理想家肌だったのが、この旧梁朝の劉璠だった。彼は北周人以上の生真面目さだったゆえに、周囲とそりが合わず境界に流されたが、全くめげる様子ではなかった。それどころか今まで以上に、「清廉潔白、簡素にして公明」を心掛け、ついに家族ごと羌族の風習に同化し、この異民族を大いに感動させ愉服させてしまうのである。

劉璠がこういう高い信念を貫徹できたのも、この北土にそれを実行させ得るような好環境があったからこそだといわねばならない。それを要

約的にいえば、(一) 利害得失に凝り固まり、反目を解こうとしない古い体質よりも、異質さを超えて共存を目指そうとする解放的な姿勢。(二) それを現実のものとするための、清廉で公明な治世の推進、といったような価値観だったろう。このような事例は、何も劉璠ばかりではない。郭彦・薛慎・赫連達、みな民族の文化や風習の相違を越えて、敵対するよりも自分の方から他民族社会に尊敬と親愛の情をもって接し、結果として彼らの愉服を得たケースなのだ。何よりも武帝のお后、阿史那皇后は、突厥の王・木杆可汗俟斤の娘だった。北周を考える上で、こうした諸点を重視しない訳にはいかない。

南北間で長年にわたり繰り広げられてきた不毛の衝突と矛盾。多くの尊い血の犠牲と露な相互不信。世界中に蔓延していた政治の腐敗と無秩序化、民衆生活の崩壊。それらをいかにして超克していけばよいのか。南朝の病める超破産国家・梁朝について乗り込み、そのひどい断末魔的状态にけりをつけ、南朝貴族体制の葬送式を執行。旧梁のかんりの部分を、自国の内部に接収する形で、天下統一を明確に視野に入れ始めた今、世界全体を覆うこの深刻な難問が、北周朝の前に大きく立ちはだかつてきていた。

国内に取り込んだこの異質な部分とともかくも協調して、国家全体をより良い方向に発展させていけるかどうかは、民族間の融和、寛容な共存を、部族の كانون としてきた北周の母胎たる武川鎮の共同体の理念が、これまで以上にどれだけ推進できるかにかかっていた。自部族の كانون の可能性を信じ、これこそ次代の世界再統一の理念との信念を抱いていた北周朝は、経済的には北齊に比べ相当劣っていたものの、質実剛健な気風を何よりも貴重な財産とし、そうした政治理念の熱気をたぎらせている国家だったといえる。

民族融和、国内協調、腐敗や不正を追放し、法と古代周の理念による

健全で公正な政治。北周朝は、そんな時宜を得たスローガンを高々と掲げる、まさしく新興国家だった。それだけに国内の官民の期待を集めたばかりでなく、諸外国からの入貢も、おのずからしからしむる所だった。保定元年、正月早々、突厥が使者を派遣してきている(『周書』武帝本紀)。この突厥は、長年北齊とも同盟関係を結ぶという二面政策を取っていたが、武帝の阿史那皇后が、突厥の王・木杆可汗俟斤の娘という、北周皇室との縁戚の濃さからいっても、また北周朝との融和政策の実績からいっても、北齊よりもずっと北周朝にウェイトを置いていた。ここに、北周と突厥と旧梁の連合ができつつあったのである。

また史学の方で重視されているのが、兵役の変更だ。それまで八丁兵だったのが、保定元年三月以後、十二丁兵へと改められている。この西魏・北周の兵役制の実態については、史学界においてこれまで長い検討が繰り広げられてきているが、ここでは専門外のことでもあり言及しないでおく。ただ、この改正によって兵役の負担がそれまでより軽減されたことだけは間違いない。しかし、ここに一つの疑問が出てくる。宇文護の武治主義路線が確定し、いざ天下に勇躍し、北齊との決戦を目前の政治課題にしようとしている時期に、敢えてこうした兵役の軽減化政策をとったのは、なぜなのかという疑問だ。これについてのみ、庾信論と関わることなので少し論じてみたい。

この問題については、おそらく兵役の軽減化が、実際には国防力の低下には繋がらないという状況が前提にあつて、その上での八丁兵より十二丁兵への改正だったという方向で考えざるをえない。そうすると、個々人の兵役を軽減しても、全体としては逆に充実になる場合というのを想定しなければならないまい。そういうケースというのは、北周の兵役人口の増加しかないだろう。しかし、兵役人口の増加といっても、兵役につける北周国籍の人口が突然伸びるはずはないから、実際にはどこかよそ

から入ってきた分の兵役数が、増加分になっていると推測せざるをえない。具体的には、突厥との一層の協力、加えて旧梁朝からの連行民の徴兵もあつたのではないかと思う。

後述するように、この武帝の保定年間というのは、旧梁民に対し次々に優遇策・報復禁止令・官奴婢の廃止が打ち出された時でもある。この旧梁政策は、おそらく右の兵役総数の確保と相關関係をもって発布されたものではないかと推測する。もしこのような背景を想定できたとすると、この重大な局面にきての、八丁兵から十二丁兵への兵役の軽減も無理なく理解されるように思われる。史学の専門家の考えを拝聴致したく思う。

つまり、一人当たりの兵役の負担を軽減し、代わりにそのノルマを総量としては拡大するという政策だ。これは皆が苦勞を少しづつ分かち合ひ、天下国家のために助け合うという精神に発する。このように、兵役負担の軽減の面から見ると、周辺民族との融和だけにとどまらず、旧梁民との相互融和もまた、不可欠の状況となってきたのではと推測される。戦争に明け暮れる日々にも、そんなささやかな和氣が、北周朝の世をつつましくではあるが覆ってきていたのではないか。

北周集団の熱い願望たる、古代周制の復活と天下の和平。そのために、旧梁の遺民とは形式上の併合ではない、もっと実質的な融和関係が必要な時期にきていた。つまり、遺民扱いからの解放を正式に布告することと引き替えに、北周の臣民としての実質的な貢献を求められる段階になっていたのだと思われる。また表舞台から隠れて見えにくい部分ではあるが、新帝・武帝のもう一人の李皇后（名は、娥姿）は、かつて江陵から連れてこられた「楚人」だった。太祖・宇文泰から武帝に賜つてより、「稍か親幸を得たり」（『周書』皇后列伝）と記され、後の宣帝となる宇文贇をもうけた人物である。このようなことも大いに手伝つてい

ただろう。旧梁民との一層の融和による国力の増強は、北周の政治理念の一層の推進のためにも、ぜひ必要なことだった。旧梁の遺民は明帝の時とはまた別の、新しい役割を担わさせられようとしていたのである。

三 応詔の大作——庾信の「馬射賦 并序」

保定元年、正月。正武殿で大射の儀が執り行われた（『周書』武帝本紀）。この儀礼は一種の狩猟祭に加え、皇帝による軍事演習の閲兵式も兼ねていた。この大射の儀礼は、必要に応じて行われたらしく、この年の三月三日にも、長安城西郊外の御苑「華林園」で催されている。宇文護の目指す武治主義路線を、改めて突き進むこととなった北周朝が、これまでにも増して勇壯さを重んずる氣風となつていったのは自明の理だった。当時実官に就いていなかった庾信だが（後述）、この時の儀典の様子を描くことという任務が、早速彼に課せられた。庾信は、以前梁朝時代に、やはり上巳の節句の様子を「春賦」と題して描いたことがあり、その中で規模は小さいけれども馬射の技芸を表現しているから、この任はまさにうってつけだったといえる。

この執筆が、北周朝の武威の発揚を表現し、国家の目標を布告、盛大なその儀典を記録するという面を持つのは当然のことだが、それだけではない。北周朝にもある程度のことなら、詩文をものする文官がいなくてはならないのに、庾信を起用したことの意味はいずれにあるのか、である。庾信以外にいなかったというだけではないだろう。北周と旧梁の官民の融和・一体化を、天下に知らしむるための象徴的なセレモニー、という側面もあつたのではないかと思われる。その作品は、「三月三日華林園馬射賦 并序」という。

おおよその構成だが、序文は五つの段落からなり、また賦の本文は十

の聯からなる。以下、序・賦の順に見ていくことにしよう。

○序—第一段落（「臣聞堯……」—「光華而已哉」まで）

まず古の聖帝——堯・舜・啓ら——が、いずれも世の瑞祥の祝福を受けて、それぞれ天下の主となったことを列挙。北周の王もまたそうした瑞祥のあったことをいう。「周王は、玄圃（＝仙界の苑）の前にて、猶お八駿（八頭立ての駿馬、天子のシンボル）を驂はらせるがごとし」と。かくして天命を受けた北周は、その創業の際に諸制度・諸職官法を定め、天下の戦乱や罪惡を鎮めることとなった。そのことを、庾信はこう表現している。

わが大周の創業においては、南正の官には天を司らせ、北正の官には地を司らせ、また諸侯らの反乱を平定し、この世の三惡を払拭されたのであります。かくして古の官職の法に倣い職官法を定められ、また律曆を制定されるべき權利を、皇王（＝太祖・宇文泰）は天よりのお告げとして受けられました。成功の兆しがあったのです。まさに天地の徳、日月の光を手中にしたものといえましょう。

「この世の三惡」とは、この世に災難をもたらす三つの事柄。すなわち、徳が少ないのに寵愛が多い、才能が低いのに位が高い、大功がないのに俸禄が厚いの三つをいう。つまりは、形骸化してしまった価値観や社会制度による不合理な歪みを、太祖・宇文泰が改革しようとして新しい王朝の礎を造り上げたことを述べたものだ。そう記す庾信の筆致には、北周人を代弁して一代の英雄・宇文泰への畏敬の念が表現されているのみで、亡国の悲哀などは微塵も窺えない。

○第二段落（「皇帝以上」—「東風而受吏」まで）

次に、今日の武帝の時代へと場面が変わる。新帝が皇位を継承し、治世に努め励んでいることにより、諸国が帰順してき、様々な珍奇な貢物が運ばれてくる様子。また天の星座も、徳のある王朝にのみ現れるという「景星」を示して、今の御世に大いに感応していることをいう。第二段落のうち、武帝賛歌の部分のみを訳出してみよう。

皇帝陛下は至聖の御姿を体現され、加えるに武勇の強運をお受けになつておられます。また天の靈気にも感応され、神明なる徳をこの世にお開き下さいます。陛下はいつも自己を厳しく律せられ、礼をそなえられ、さらに威風をもって軍政の指揮に当たられております。そして、つねに心に民のことを案じられ、天下国家のことを念じておいでです。

○第三段落（「於時玄鳥」—「百福之酒」まで）

以下が、武帝の華林園の壮麗な儀典の様子の描写になる。まずは春の時節のめでたき日時を選んで、武帝が華林園に御幸され、大射の礼と併せて春の狩りを実施することになった経緯。およびその儀典の様——『周礼』ののっとり古楽の演奏される中、百福の酒を厳かに神々に捧げる様子——が描写される。壮麗な祭典の中にも、会場はつましやかに設営され、北周朝の質実剛健さが窺える。左に、その主要部分を見てみよう。

この時期、陛下は群臣にお命じになりました。大射の礼を実施する
ようにとのこと。今回は禊の礼も行われますが、併せて春の狩りも
行われることに相なりました。かくて陛下は、滞在地の行宮に入ら
れ、幕のご準備をされました。しかし、その階段には玉は用いられ
ておらず、贅をこらしたものは無縁ですし、またその戸も黄金の
金具などではございません。…やがて『周礼』の楽曲が奏でられる
と、五色の麗しき雲が現れ、百福の壺酒が厳かに捧げられます。

なおこの段落の中に、「落花は芝蓋とよと共に飛び／楊柳は春旗と共に一
色なり」の七言二句があるが、これは初唐の王勃「滕王閣序」の「落霞
（夕日）は孤鶩（カモ）と与に斉しく飛び／秋水は長天と共に一色
なり」に、沿用されたものとして知られる。

○第四段落（「唐弓九合」―「歎欣者也」まで）

続いて、祭典が厳肅に進行し、やがてクライマックスに達する過程を
描く。狩りの弓矢の造りのすばらしさ、自慢の駿馬のこと、酒肴を前に
してのにぎやかな祝宴の様子。そして皇帝より下賜品の贈呈があり、太
史の官や司馬の官が己の任務を忠実に果たす様子が次々に描かれ、やが
てこの世界が一つに和する様を描く。ここで興味深いのは、次の一文で
ある。

天子の弓の撓みの度合いは、『周礼』にもとづき「九合」となして
おられます。それは冬の時期に木を切り、春の膠で造られるのです。
…太史の官も太鼓を打ちながら、そのリズムに耳を傾けつつ、よく
天の声を窺って論功を行っています。

弓の撓みの度合いまで、『周礼』に従っているという辺りは、この北周
がまさしく『周礼』の制度に立脚しようとした王朝であることを窺わせ
て興味深い。また太史の官がこの儀式中に天意を読みながら、臣下の論
功を進めて行くというのも、儀礼を重視した北周朝の手法が端的に表れ
たものといえよう。加えて、平生より「太史公」を自認していた庾信の
自然な着眼という点も、押さえておかなければならない。

○第五段落（「既若木」―「豈陳梗概」まで）

本序文を締めくくる最後の段落。大射の儀の閉幕の描写と、また今回
このような盛大な儀礼を称える文を、詔勅により奉ることになった自己
の作品が、十分に意を尽くしていないことをいう、いわば謙遜の辞であ
る。

すでに太陽は沈もうとしており、金波を降り注ぐ月が上ろうとし
ています。天はやわらかな氣に包まれ、（そのめでたさを）賓客ら
は歌い、そして酔いました。このたび陛下は、しばし宮廷を離れら
れ、ここ西の城に宴をお開きになられ、諸侯を一堂に集められての、
まことに盛大な儀典を（滞りなく完了）されたのでございます。
小臣はいまだ用いられてもいないのに、このたび詔を奉じて文を
作ることにした次第ですが、拙作はあたかも管から天を覗き、ひ
さごをもって海水を酌むようなものです。このたびの盛んな徳を、
どのように述べることができましょうか。

ここで注目されるのは、前稿で述べたように、^⑨庾信がみずからの地位

について、「小臣はいまだ用いられてもいないのに、このたび詔を奉じて文を作ることになった(小臣不挙、奉詔為文)」と、発言している部分だ。前稿の指摘の再確認になるが、従来の一般的な庾信理解では、庾信は明帝期に「弘農郡長官、司憲中大夫」等を務めていたとされた。しかし、この「小臣不挙」という庾信自身の発言も含めて、新たに七種の矛盾点が出てき、庾信が明帝期にこれらの官職に就任していたという説を、そのまま受け止めるのは極めて困難なことが判明したのである。

後世長きにわたって伝えられてきた、愛国者「庾信像」——。この「庾信像」の方が、歴史上の展開よりすれば、実像以上の存在感を持った「庾信」であることは全く否定できない。それが後世の人々の「庾信像」として受容され、中国文学史上における独自の個性として伝説化し、通行してきたことは紛れもない事実である。今更「庾信」神話以外の新たな庾信像を打ち出しても、中国文化史の展開にとって、それがどれほどの地歩を占めるのか疑問なくらい、それは根強い。この「庾信像」は、おそらく庾信の著作の全体から離れた所で、いつの頃からか、彼の一部のイメージを膨らませて形成されたものなのだろう。

このいわば虚構としての「庾信像」の展開については、また別の機会に検討するとして、我々はいま庾信全集そのものを精読し、その全体の内容を客観的に理解し、そこから導き出されてきた庾信像を探求する。ここに、当面は全力をあげたい。ここでは、明帝期に就いた庾信のポストで確認されるのは、結局「麟趾殿学士」のみしかない、という拙論を再確認するに止めたい。この「麟趾殿学士」は、前稿で論じたように、^⑧明帝の政治的思惑を秘めていたと推測されるから、その崩御により自然廃絶されたと考えられる。したがって、保定初年の庾信は名譽的な散官のみで、再び実官のない地位に放置されていたと、そう推測される。「馬射の賦序」のこの「小臣不挙」の発言は、みずからの今の無官の現実を

踏まえての発言にほかなるまい。

四 「馬射の賦」の本文

では以下、「馬射の賦」の本文を、韻ごとに十聯に分けて個別に見ていくこととする。

「第一聯」(韻字…陽・梁・陽・祥・章・香)

保定元年の

月は三月

日は三日

まさに春の候

太史は 天文つかさどり

春の神に めでたき礼を致さんとす

平楽宮に 万騎 召し集め

建章宮の 千門 お開きになり

お供の車に 酒積み込み

複道には 香 たきしめらる

歳次昭陽

月在大梁

其日上巳

其時少陽

春史司職

青祇効祥

徵万騎於平楽

開千門於建章

属車醴酒

複道焚香

上巳の日に天地を占い、春の神に詣でるべく宮殿を出る様子が描かれる。ここでも庾信は、宮廷の「春史」、すなわち太史を登場させ、この厳肅な儀典に間違いがないように天を占う様子を描く。^⑨周知のように、天地を占う儀礼は、当時神聖な儀式の進行に欠かすことのできない、極めて重要なパートを担っていた。

太史は、天子になり代わって天文・氣象の意志に即応し、それを読解したり、また予知したりする高い能力を求められた。そして、天地世界

の精妙な気の伝達者として、天子の政治を側から支えるのである。それが太史公の任務だった。さらに彼らには、その微妙な世界の気配の前兆や事跡を、精巧な詩文に写し止めることも要求された。すなわち太史公とは、天子のお側に仕える、天文官にして氣象予報官、また世界解釈家にして歴史家、さらに儀礼官にして宮廷文人という、まさに多面的・総合的な学術専門官なのである。北周側に見れば、庾信の経歴や才能からすると、この「馬射の儀」のような礼制の文章を制作するには、まさに最適の人材だったと考えられる。

形式的にみると、全編に華麗な対句が並べられていて、その大半は同類の「正名対」である。が、中には、「徵万騎於平楽、開千門於建章」のような、数字を用いた個性的な「数対」もある。多様な対句の駆使も、本作品の見所の一つとなっている。

「第二聯」(韻字：園・苑・坂・転・遠)

いよいよ 始動す

皇帝の 四つの兵団

麗しき仙園に：

また駆けていく 六頭立ての馬

鳥獸多き 天子の苑へ：

やがて――

向かわれる 宣曲宮の平らな林

望まれる 甘泉宮の長い坂

そして――

しずしずと 進まるる

陛下の 華麗な御車

細かに動く その屋根の 風見鳥

皇帝翊四校於仙園

迴六龍於天苑

對宣曲之平林

望甘泉之長坂

華蓋平飛

風鳥細轉

路直城遙

林長騎遠

道路は真つすぐ 城遙かに
林は長く 騎馬隊は遠々と

形式的には、四六字を基調とした典型的な賦そのものだ。「四校」「宣曲」等の語などは、例の前漢の司馬相如の「上林賦」からの借覧である。一見して、漢の武帝期の盛大な狩りのイメージをダブらせながら、今次の「馬射の儀礼」を典雅に描写しようとしていることが窺える。しかし内容的には、「上林賦」のような語彙の羅列による平板な叙述とは全く異質で、むしろ時間と空間の展開に沿って、写実的かつスペクタクルに描かれる近代的なものである。すなわち、「賦」という伝統的な形式を踏襲することで荘重さを醸しながら、一方では斬新な手法でリアルさと躍動感を打ち出すという趣向になっているのである。この手法は、賦の全体を貫き、本作を出色の出来栄えとさせた大きな要因となっている。

「翊四校於仙園、迴六龍於天苑」も、「数対」である。

「第三聯」(韻字：筵・年・旃・鳶・泉・円)

狩り場に到着

早速 設営さる 仮御殿

幕を張り 筵をのべて：

傍らには 細柳觀さいりゅうかん

斜めには 宜年宮ぎねんきゅう

鳥の翼の陣形 展開し

魚のヒゲ型の旗 なびかせて

時計は刻む 正確な時

御前に立てた み旗に

画かれた 鳶の勇壮な姿

帷宮宿設

帳殿開筵

旁臨細柳

斜界宜年

開鶴列之陣

靡魚鬚之旃

行漏抱刻

前旌載鳶

河湄薙草

渭口澆泉

河辺では 草を薙ぎ

渭水のほとりには 泉水が注ぐ

狩り場の柵の上に

たなびく 五色の雲よ

その弓の的よ

丸い月の暈のように

幾重にも かさなる同心円

棚雲五色
的暈重円

確かに、個々の詩句を見ると、いかにも『文選』的な華麗な語彙を敷き連ねている感がある。その意味では、庾信は紛れもなく六朝文学の殿を務めるにふさわしい。しかし、文化・風土・思想等の異なつた北周で作られたこともあつてだろう、内容的には風雲の氣象を孕み、天地を睥睨するような勇壮さが感じられる。この傾向は、第五聯以下にさらに強く現れている。こうした作風は、武治主義者・宇文護を初めとする、北周人の嗜好にさだめしびつたり適うものだったろう。語彙は南朝文化の精髓『文選』的で、かつ詩歌に宿る氣象は、北朝人の雄渾さを漂わせた新鮮なものとなっている。六朝文学からの脱皮を物語る、新しい感覚の一作だといえる。それはまた庾信にとつての新しい第一歩でもあつた。

〔第四聯〕(韻字:撫・羽・圃・乳・聚・鼓)

管楽器は 調音が済み

弦楽器も 春の調べ かき鳴らす

楽官らは 律呂を合わせ

太古の『周礼』により

奏でらる 羽調の曲

周囲には――

陽管既調

春絃実撫

総章協律

成均樹羽

翔鳳為林

靈芝為圃

何世紀も生きてきた 林

靈妙で神聖な 園

長くしなやかな 帯の形は

青草の伸びたもの

細やかな 花卉の乳房は

桐の花のしだれ

ああ

鳥のさえずりよ 聞こえる 賛歌か

花の濃やかさよ 集められた 瑞雪か

玉律でもって 調節する鐘の音

罇于に合わせ 整える太鼓のリズム

草御長帯

桐垂細乳

鳥囀歌来

花濃雪聚

玉律調鐘

金罇節鼓

この聯では、趣向を凝らした比喩が目につく。「草は御す、長き帯」「桐は垂れる、細かき乳」「花は濃やかに、雪聚まりて」など、草花の形態を巧みに捉え、言語の上で他の物にすり換えてみせる。その瞬間、青くほっそりした草の葉は優美な帯に、垂れた桐の花はこぼれるような乳房に、一面の白い花は軽やかな雪の白布にと、幽玄の美が香りだす。南朝随一の宮廷文人庾信の面目躍如といった所である。さらに「成均樹羽」の「成均」だが、これは『周礼』に記された古代の音楽法をいう。これもまた、『周礼』を建国の基本とする北周の現実即した表現である。

〔第五聯〕(韻字:風・宮・紅・弓・熊・空)

いざ 馬 繰り出せば

くつわ含み くらがね引き

光を追い 風の後追つて

疾駆する その雄姿

於是咀銜拉鉄

逐日追風

並試長楸之埒

俱下蘭池之宮

長いヒサギで囲われた 柵の中に入り

一斉に 試乗され

ともに下りて行く 蘭池宮へと

鞭 当てれば 流れる真っ赤な汗

囲いに入れば まみれる赤茶けた砂塵

この馬射の礼にて

賢人 見定め

弓の扱い 優れる勇者に

分担さるる 専門の任務

三方を囲んで 一方放つ

古来の狩りの礼 変更し

画いた鹿 めがけ

百尺の高みに 登り

引っかけた熊 的にして

名弓は 大地震わせ

名馬は 天空駆け

突撃す まっしぐらに

鳴鞭則汗赭

入埒則塵紅

既觀賢於大射

乃頒政於司弓

變三驅而画鹿

登百尺而懸熊

繁弱振地

鉄驪踏空

ならば、このような詩句になるのではないか。北周の「馬射の儀典」の

ために筆を振るった庾信の賦も、これもまた当時の最高級の言語表現だっ

たといえる。そして、この技術はかの杜甫の馬表現へも連なっているよう

なお「三駆を變じて画ける鹿、百尺を登りて懸られる熊」の二句は、判

然としないが、一応右のように狩りの祭典において用意された的の意と

して訳した。「繁弱は地を振るわせ、鉄驪は空を踏む」は、それぞれ名

弓・名馬がその的に向かつて勇躍し挑みかかる様を述べたもので、北朝

人の猛々しい精悍な氣風を活写する。

なお「咀銜拉鉄、逐日追風」は「当句対」。「鳴鞭則汗赭、入埒則塵紅」

は、「色対」、「變三驅而画鹿、登百尺而懸熊」は「数対」。

〔第六聯〕（韻字：節・穴・埒・絶・月）

二人ずつの 六組が

祭礼 嚴肅に行い

祭歌 九節 唱えつつ

七枚の鎧の札 すべて貫き

五匹のブタ 同じ穴に納めたもう

かくて いざ――

明月のような 弓もて

柵に向かい

群雲のような 騎馬隊が

囲いの前に 向き合えば

その物々しい 氣配に

脅えた雁は 群より離れ

行く手断たれ おののくサルは

林に戻ろうとしても 道遮らる

礼正六耦

詩歌九節

七札俱穿

五豕同穴

弓如明月对柵

馬似浮雲向埒

雁失群而行断

猿求林而路絶

控玉勒而搖星

跨金鞍而動月

この第五聯では、儀典に活躍する駿馬の様子が鮮やかに活写される。

「銜を咀み鉄を拉ぎ…日を逐い風を追う」「鞭を鳴らせば則ち汗は赭く、

埒に入れば則ち塵は紅し」。あたかも唐詩のような写実的世界だが、決

して驚くには当たらない。近年、山西省太原市で発掘された北齊の婁

墓から出土した六世紀末の壁画の中に、まるで現代画かと思まごうよう

な馬のリアルな絵画のあったのを想起されたい。北齊の皇太后は婁叡の

叔母、また皇帝とは従兄弟同士という間柄であるだけに、当時の模写技

術の最高レベルが投入されたのだろう。その壁画をもし言語で表現する

いよいよ兵士ら
玉の面がい当て
星のような鏃 ゆらしつつ
金の鞍に跨がり
引き絞る 月のような弓

祭礼が厳粛に行われ、ついで兵士らによる演習が始まる。ちなみに、「雁失群而行断」「猿求林而路絶」などの動物表現は、「擬詠懐」以来、諸作でしばしば用いられた庾信愛用の表現だ。以下に、列挙すると、

○涸鮒常思水 涸れた鮒は 常に水を思い
驚飛每失林 驚き飛ぶもの 毎に林を失う

〔擬詠懐二十七首〕其一〕

○驚鳥洒翼度 驚く鳥は 洒れし翼にて度り
湿雁断行来 湿雁は 断行して来る

〔趙王の「雨を喜ぶ」に和し奉る〕

○驚心一雁落 心を驚かし 一雁落ち
連臂兩猿騰 臂を連ねて 兩猿騰る

〔北園の射堂、新たに成る〕

○失群寒雁声可哀 群を失う 寒雁 声哀むべく
夜半单飛在月辺 夜半 单飛して 月辺に在り

〔秋夜、单飛する雁を望んで〕

* 対句ではないが、参考として掲げる。

○駭猿時落木 駭猿は 時に落木し
驚鴻屡断行 驚鴻は 屡しば断行す

〔駕に従い講武を観る〕

○驚雉逐鷹飛 驚雉は 鷹に逐われて飛び
騰猿看箭転 騰猿は 箭を見て転ぐ

〔冬狩行四韻 連句応詔〕

険しい狩り場の空気や戦争の世に、鳥も心を失い、猿もころげるように慌てて巢に帰ろうとする、という斬新なアイデアと、精巧な対句・句法が目を引き。こうした一連の庾信の句は、杜甫の例の「時に感じては鳥も心を驚かす」〔春望〕詩―「鳥にも…」ではないの（一原型になったものではないか、と考えられる。なお「礼正六耦、詩歌九節、七札俱穿、五犯同穴」は、四句連ねた「数対」。

〔第七聯〕（韻字：選・戰・讌・電・箭・面・殿）

この馬射の儀典に 参席するは 乃有六郡良家

六郡の 良家の者か 五陵豪選

五陵の豪傑ら 新迴馬邑之兵

新たに馬邑の兵 繰り出せば 始罷龍城之戰

たちまち終結せん 天子の戰 將軍戎服

將軍ら 狩衣に 身固め 来参武讌

この燕射の礼に 参集す 尚帶流星

彼らの騎る馬― 猶乘奔電

「流星」「奔電」 始聽鼓而唱籌

いずれ劣らぬ 名馬ぞろい 即移竿而標箭

まずはよく聴く 太鼓のリズム

ついで籌ちゆう 数えつつ 節唱え

天地の正しい鼓動 感じ取り

かくて――

矢 手に移し

ヒョウと放つ 的めがけ

馬の飛ばす 泡しぶき

ぐっしより濡らす 狩衣を

猛然と舞う 塵ほこり

ふりそそぐ 顔面を

やがて終わる 儀典の礼――

岩でせき止められた 水が

流れ注ぐ 園の方に

風に乗った 花が

めぐり行く 建物の方へと

馬噴沾衣

塵驚灑面

石堰水而澆園

花乘風而繞殿

を高い表現技術で記録し得たことを、この一作は端的に物語っている。新しい表現素材との遭遇により、庾信の文学は質的に大きく変貌しているのである。

なお、「六郡良家、五陵豪選」は「数対」。「始聴鼓而唱籌、即移竿而標箭」は「当句対」である。

「第八聯」(韻字：疊・開・来・台)

ついで宮殿で行わる 宴席には――

ズラリ並んだ

熊の耳の模様 刻んだ酒杯

飛雲の文様 画いたカメ

また山積みされた

皇室 私蔵の 「水衡錢」

霞 ひろげたような

宮殿 織物部の 美しい錦

宴会の儀典長より 配らるる

数々の褒賞

酒官の長から めぐらさる

おごそかな杯

ああ

この至楽

秋の水より 明るく澄んで

この歓談

春の台より 華やかに和みおる

熊耳刻杯

飛雲画壘

水衡之錢山積

織室之錦霞開

司筵賞至

酒正杯来

至楽則賢乎秋水

歡笑則勝上春台

「戎服」をまとった將軍らが、「流星」「奔電」といった駿馬に騎乗し、狩り場の敵かな気を呼吸し、太鼓や籌に合わせて静かに息遣いを調え終わると、やがて激しい演習が開始される。その時の模様を、庾信の筆はじつにリアルに描いていく。「即ち竿を移して箭を標つ」。矢がらを取って弓につがえ、弦を引き絞って放的に放つまでの一連の動きが、鮮やかに描かれる。射手の動きに合わせて、個々の動作が動的に描かれることで、躍動感が表現されてくるのだ。さらに、「馬は噴き衣を沾らし」「塵は驚き面に灑ぐ」という二句からは、人馬一体になっての、荒々しい美技の連続シーンが想像される。例の北齊の婁叡墓の馬の壁画にも引けを取らぬ庾信の筆が、勇士の命の迸りを巧みに掬い取り、この春の勇壮な祭典

勇壮な「乗馬と弓射」の演武の後は、和やかな宴会の様子を描く。無

論、亡国の怨みも悲哀も、ここにはない。ただ一文官として、眼前の事実を記録するだけである。

「至楽則賢乎秋水」「欽笑則勝上春台」の二句は、七言句というだけでなく、「双声対」の形式にもなっており、新鮮。「水衡之錢山積、織室之錦霞開」は、錢と錦という異類を並べた「異類対」で、趣向を凝らした様子が窺える。

〔第九聯〕（韻字：圃・舞・羽・虎）

すでに日は落つ、狩り場の沢宮に
ますます宴たけなわ 儀礼の園に

けれど 閉幕の時は 来て

喜びの表情 浮かべた 先払いの面々

出発するを 名残惜しく 見送り

鈴鳴らし お帰りになる 玉の駕に

付き従う舞踊団の 別れの舞い 遙かに見る

（まことにこたびの 式典の立派さよ）

その矢じりは 石の台をも貫き

その羽は 銅の山に突き刺さる

その昔――

楚王が 蛟に矢を 突き射し

呉王が 虎に矢じり 飛ばしたかのよう

（武帝は 古の勇敢な王の 再来か）

やがて、閉幕の時がくる。再び隊列を整え、都へと帰っていく。「横弧於楚水之蛟」「飛鏃於呉亭之虎」の七言句も、四六句が多数を占める中であって、平板にならぬよう変化を出す効果を上げている。多彩な形

式の駆使により、作品全体から清新なリズムが看取される。

〔第十聯〕（斯・枝・儀）

いな 陛下はそれ以上

その立派さ 示さるる

みずからを 恭順にされ

無為の精神 体現さる

万物育む かの「南風」

今まさに ここにあり

われらが 馬射の礼

いたずらに 武芸 誇るにあらず

どうして 抹消に こだわらん

ただ揖讓の礼もて

平和をこそ 求め

威儀正す 敵かな儀礼

執り行うことこそ

われらが 最大の眼目なり

最後の聯で、庾信は武帝の世の偉大さを、「豈に情を戟枝に留めんや」と、単なる武勇ではなく、「惟だ揖讓の礼を觀るのみ」と、儀礼の立派さを有するがゆえにこそ、高く賞賛できるのだと結び、この長編の賦の全体を閉じるのである。

ここで、この「馬射賦」の背景にあるものを、もう一度確認しておく。まずは、孝閔帝・明帝との権力闘争を経て、宇文護による武治路線が確定したことが上げられる。その象徴として、かくも盛大な「馬射」
|| 軍事のセレモニーが開催されるのだ。しかし、その点のみを強調しす

ぎて、現政権の威信を下げてしまってもいけない。北周朝は、何よりも『周礼』の精神を再現せんとする王朝である。そのことを天下に布告する意味でも、「豈に情を戟枝に留めんや」、「惟だ揖讓の礼を觀るのみ」と、礼を尊重する世であることを強調する形になっているのだと考えられる。

次いで、右述したのと関連するが、宰相・宇文護の権勢の確立である。武帝はまだほとんどお飾りにすぎなかったと考えられるから、庾信に「詔を奉じて」、本賦をものさせたであろう、この影の命令者は宇文護である筈だ。庾信ら旧梁臣が強く警戒していた、この危ない宰相だが、彼は新たに庾信らの積極的な取り込みに乗りだしてきたと考えられる。次稿で言及するように、宇文護の庾信へのアタックは、この一度にとどまらなかった。記録に見えるものだけでも、二度三度と続いていく。この旧梁臣の抱え込み政策には、天下統一に向けての宇文護の大いなる野望が秘められている訳だが、結果として庾信ら旧梁の文臣たちは、皮肉にも自分達が密かに嫌悪・警戒していた、この軍門の最高実力者の進める融和政策の推進を機に、以後北周朝の政治の中枢に深く参与していくことになるのである。

本「馬射賦」は、このような背景の下に、「詔を奉じて」執筆されたものだが、ここには表面的には亡国の怨情はみじんもない。むしろ、「春賦」のような南朝で磨き上げた文雅な筆致に加え、北朝の質実剛健な気風、それに鬱勃たる新興の気象を融合し、北周朝の古代的礼制が諧和する世界観が大いに賞賛されているのである。しかも、その表現は生き生きとしており、修辭的にも斬新で、国威発揚の上からいっても、挙国一致のセレモニーの意味からいっても、その任を十分に果たし得たといえよう。この作品の内奥に、梁への思いがないのではないのだろうか、それはともかくも、北朝に居を移して以来、本賦は北周のためにものした最

初の本格的な作品である。そういう目でみると、何よりもその大きな変貌に目を見張らされる。北土の政治的文化的特色を実に巧みに把握し、梁朝にいた時よりもっと澁刺と描いている感さえある。この点は、次章の「駕に従いて講武を觀る」詩を読むと、一層強く感じられる。

五 新しい時代への予感

保定元年の動向を追うと、まだまだ重要な事柄が続いているのだが、それは次稿に譲ることとして、今は「馬射賦」との関連で、もう一瞥見してみることにしよう。史書を見ると、保定二年、旧梁朝の臣下への優遇策の詔勅、翌三年には、報復禁止令が發布されている。すなわち、北周による旧梁臣への融和政策が矢継ぎ早に実施されているのである。こうした動きの中で、庾信は再び北周の軍事演習を詩に表している。内容的には、この「馬射賦」と双生児をなす作品といえよう。今ここに、この作品を取り上げる所以である。

保定二年四月、武帝の詔勅が出ている。それによれば、「最近、天下の戦乱はなお止まない。九州の統一は、未だ済んではない」という。また十月の詔勅でも、「まだ巨大な敵は（北齊のこと）平定されてはいない。軍事費も拡大してきている」と、述べられる。かくて十月の戊午の日に、少陵原で軍事演習がなされるのだが（以上、『周書』武帝本紀）、その折、庾信も天子の駕に従って、この觀閲式に列席し詩を作っている。

「駕に従いて講武を觀る」

演習のために 長楊宮を出で

柵を抜け 演習場に入る

校戦出長楊

兵欄入闕場

敷いた兵陣は
雲が 横たわった形
築いた幕営は
雁が 翼ひろげた様

ゲートでは
敵の侵入 警戒し
磁石の検知器で 敵重チェック
刀剣 隠し持つ者
通さぬ構え

馬たちは
演習で撒かれた 鉄ビシで
足 傷めぬかと 恐れ
不安な表情

見よ
宝剣「龍淵」の威力
天上の 牛斗の星座さえ
射抜くほど
名弓「繁弱」の 破壊力
天空の オオカミ座さえ
震え上がらすほど

おお
かの流れ星は 名馬「驥驎」

置陣横雲起
開宮雁翼張
門嫌磁石礙
馬畏鉄菱傷
龍淵触牛斗
繁弱駭天狼
流星奔驥驎
浮雲上驕驕
急風吹戰鼓
高塵擁貝裝
駭猿時落木
驚鴻屢斷行
樹寒條更直
山枯菊轉芳
豹略推全勝
龍韜損所長
小臣欣寓日
還知奉會昌

天駆ける雲は 駿馬「驥驎」

急風に 吹き上げらる

陣太鼓の音

ドドン ドンドン

高空の塵に 巻き込まる

ホラ貝の響き

ブボポー ブオー

この敵しさ 物々しさ

サルも 肝つぶし

木から 落っこちたり

オオトリも 驚き

群れの列 乱したり

寒々たる 木立の中

枝は いっそう硬直し

枯れたる 全山の中

菊だけは いっそう増すよ

その弧高の香氣

ひもとく 秘策の兵法書

優れた戦略 推進し

実践する その長所

小臣

かくも盛大な 観閲式

目にするのできたは

喜ばしき限り

この盛典 前にして

今日の日が 祝福された

特別の日なるを 知り申す

計、二十句の中編の詩である。前の「馬射賦」と同様に、荒武者らが駿馬を駆って敵しい演習を行う様子が活写されている。また「駭ける猿は、時に落木し／驚きし鴻は、屢しば断行す」は、前述したように庾信の好んだ表現である。両作品の発想・字句の相関性は明白だが、何よりも注目すべきは、「小臣、寓目を欣ぶ」という表現の見られる点だ。これは、庾信がこの演習を直接体験できたことを喜ぶ言葉である。この句の奥に、当時の庾信のこの異国への違和感、そして祖国への止まぬ望郷を、依然読みとすることは不可能なことではないのかもしれない。しかし私としては、それよりも北周の高官として重用され出した庾信の変貌の方に、ここでは強い関心を寄せておきたい。

この演習の後の十二月、武帝は当時最大の強国・北齊へ初めて出撃している。羌夷・突厥の連合軍を率いていた（『北齊書』段韶伝）が、この時は大雪に加えて前鋒を歩兵で固めていたその隙を、北齊の武成帝軍に大破され、無念の撤退を余儀なくされている。若い新帝の苦い敗退だった。しかし、その後武帝はくじけるどころか、この体験を貴重な教訓に、かえって闘争心を燃焼させていく。北周と北齊が、中国の天下統一をかけて雌雄を決する時が到来していたのである。

併呑した梁の臣下らの協力を引き出すことに一応のメドも立ち、西北部の異民族とも融和関係を深め、武治主義路線の下に、国内外の力をうまく束ね出した北周朝。宰相・宇文護と新帝・武帝との関係も、当面は

協力体制が敷かれ、幾多の難問を克服して、ここによりやく強大な北周朝が歩み出すことになったのである。そうした北周朝の大きなうねりに、庾信らの運命も丸ごと呑み込まれ、一蓮託生の存在となっていく。この王朝に、今大きな変化が起きようとしていることは、当然庾信の目にもすっかり捉えられていた筈だ。そして、この激動の時代の荒波を乗り越えて、北周の臣・庾信の新たな人生も始まろうとしていた。

注

- ① 谷川道雄「兩魏齊周時代の覇府と王都」『中国都市の歴史的研究』 昭和61・62年度科研報告書 代表・池田雄一を参照。
- ② 戴応新「韋孝寬墓誌」『文博』91-5 陝西人民出版社を参照。
- ③ 羅豊「李賢夫婦墓志略」『美術研究』85-4 人民美術出版社、寧夏回族自治区博物館等「寧夏固原北周李賢夫婦墓発掘簡報」『文物』85-11、B・I・マールジャーク、穴沢味光「北周李賢夫婦墓とその銀製水瓶について」『古代文化』41巻-4号 89)等の報告がある。この李賢夫婦墓から、出土してきた国宝・銀製水瓶は、ギリシャ風の男女像をあしらった異国情緒豊かなもので、バクトリア式の容器と見られている。
- ④ 『中国北周珍奇文物』(陝西省考古研究所 陝西人民美術出版社 93)を参照。隋唐墓の形態や副葬品の礼、及び明器の型等が、北周墓を沿襲したものであること。中西文化交流を物語るササン朝ペルシャ産型のガラス碗が出土したこと等が、多数の図版入りで報告されている。宇文護の片腕・叱羅協の墓の発掘報告も含まれていて、興味深い。
- ⑤ この兵制改革の問題については、菊池英夫「唐折衝府の分布問題に関する一解釈」『東洋史研究』27-2 68)を参照。また拙稿「明帝期の庾信」(上)『愛媛大学教育学部紀要』28-1 95)の注⑩を参照されたい。
- ⑥ 拙稿「明帝期の庾信」(下)『愛媛大学教育学部紀要』28-2 96)第四章39頁を参照されたい。
- ⑦ 山本達郎「敦煌発見計帳様文書残簡」(上)『東洋学報』37-2 54)、西村元佑

『中国経済史研究』（京大文学部東洋史研究会 68）、越智重明「北朝の丁兵制について」（『東方学』32 66）、堀敏一「均田制の研究」（岩波書店 75）などが先駆的なもの。近年の報告では、佐々木栄一「再びスタイン漢文書六一三号（いわゆる計帳様文書）の性格について」（『東北学院大学論集』15 85）が、六丁兵・八丁兵・十二丁兵の研究史について 概観するのが参考になる。

⑧許東海『庚信生平及其賦之研究』（文史哲出版社 84）第八節「三月三日華林園馬射賦」は、その総合的な分析の報告である。ただ、節の段落が押韻により明確に十段落に分けられているのに、大まかに四段に分けて解説を試みたり、本賦の創作背景があまり把握されていなかったり、さらには庚信ら旧梁臣の転身を示す重要な作品として十分認識されていない等に関しては、不足な点がある。また鍾優民『望郷詩人庚信』（吉林大学出版社 88）第八章は、庚信の賦を中心に論じた部分だが、本賦に関しては概略的な指摘にとどまっている。なお「春賦」の馬射の技芸描写と本賦との比較は、有益。

⑨拙稿「明帝期の庚信」（下）第三章34頁を参照されたい。

⑩同、第三章を参照のこと。

⑪拙稿「庚信における世界の解体と新生の表現」（『史記』《漢書》の再検討と古代社会の地域的研究）科研報告書 愛媛大学 代表・間瀬取芳 94）を参照されたい。

⑫山西省考古研究所ほか「太原市北齊婁叡墓發掘簡報」（『文物』83-10）以下、種々の報告がある。邦文では、河野道房「北齊婁叡墓壁画考」（『瀛波護編』『中国中世の文物』 京大人文研 93）が、中国側の報告をもとに、本壁画の画期的な意義を詳細に考察しており、必読の学術論文。図版も多く、注記も詳しい。

⑬この「感時花濺淚／恨別鳥驚心」の読み方は、従来「花にも」か「花も」か、「鳥にも」か「鳥も」かの二説がある。筆者は本論で述べたように、この詩句が庚信の詩想を踏まえて成句されたと考えられることを理由に、改めて後者の説を推すものだが、最近、朝鮮の『杜詩諺解』（一六三二年版）を調査された藤井茂利氏の報告が出ていて、注目される。「杜甫の詩の朝鮮語訳―比較言語研究」の立場から」（『福岡大学 日本語日本文学』第四号 94年12月）だが、それによると、朝鮮語訳（諺解）でも、後者となっているという。なお、「感時花濺淚」と庚信の詩句との関連については、すでに拙稿「北周・孝閔帝期の庚信」（上）（『愛媛大学教育学部紀要』Ⅱ-27-1 94年9月）27頁で言及した通りである。

⑭じつは保定三年の十二月とする見方もある。詳しくは次稿で述べるのを参照されたい。

*補注

○田弘——今夏、この田弘の墓が発見されている。八月二十四日付「朝日新聞」は、一面で「中国版舟慶」の墓発見。中日合同調査隊、六世紀、人物壁画も」と題する記事を、カラー写真入りで報じている。読売新聞は、「田弘の墓発見、寧夏回族自治区、中国・南北朝の英雄眠る、経歴記した大理石も」、毎日新聞も、「北周時代の彩色壁画、田弘の墓室で確認」と題する記事を報じている。これらの報道によれば、田弘の墓誌、壁画、東ローマ帝国のレオ一世を刻んだ金貨四枚、玉器九点、人馬俑約十個等が出土したという。このローマ金貨もまた、北周の西方との文化交流を物語る好例となる。

（以下、続く）

（一九九六年四月三〇日受理）